

コンプライアンス

基本的な考え方

当社グループでは、コンプライアンスとは法令や社内規程の遵守はもとより、社会規範に適った行動により地域社会、お客さまの期待に応えていくことも意味するものと考えています。当社グループでは、すべての役職員が金融を中心とした総合サービスグループとしての社会的責任と公共的使命を自覚し、地方創生やSDGsなど不断に変化する社会からの期待にお応えするために、法令等の遵守を一步進めた自ら考え行動する主体的・自律的コンプライアンスの実践に取り組んでおります。

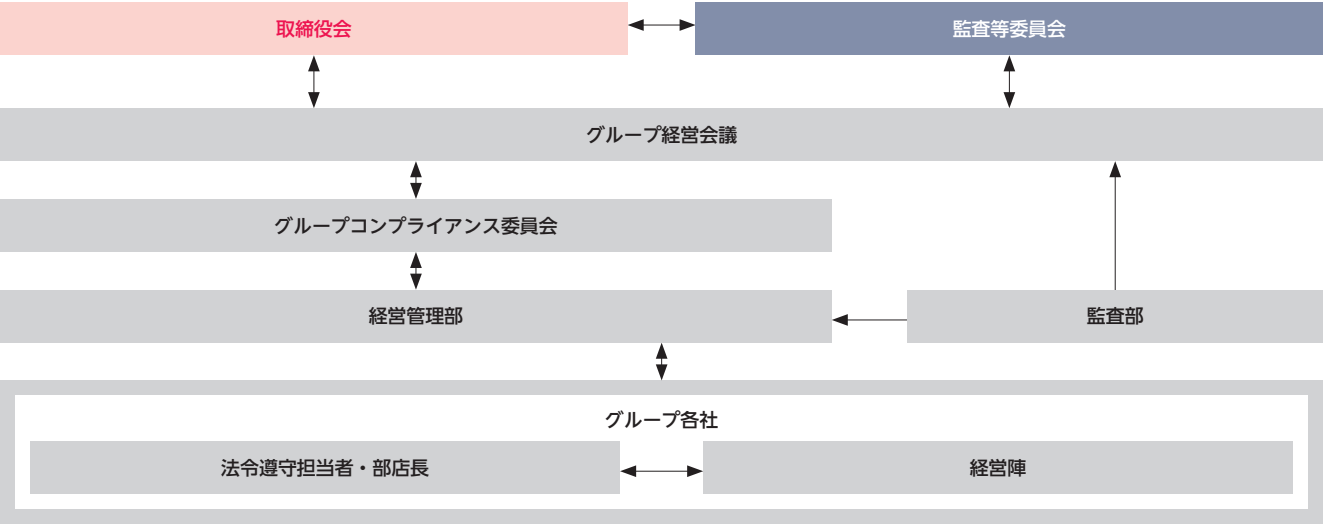
コンプライアンス体制

当社グループでは、グループ横断的にコンプライアンス関連事項の審議をおこなう機関として取締役会およびグループ経営会議の下部に「グループコンプライアンス委員会」を設置し、グループ各社のコンプライアンス状況を把握し必要な施策を実施するなどグループ一体でのコンプライアンス体制の整備・強化に取り組んでおります。

また、コンプライアンスに関する統括部署である経営管理部が、グループ各社の経営陣や法令遵守担当者からコンプライアンス関連事項の報告を受け、適時的確な状況把握のもと指導・助言をおこなうなどグループ内での相互連携を図っております。

さらに、監査部が独立した立場からコンプライアンス体制のモニタリングを実施し、内部牽制機能の強化を図っております。

● コンプライアンス運営体制



主体的・自律的コンプライアンスの実践に向けた取組み

(1) グループコンプライアンスプログラム

当社グループでは、年度ごとにコンプライアンスの実践計画であるグループコンプライアンスプログラムを策定し、計画の着実な実行を通じて役職員の主体的・自律的なコンプライアンスの実践の定着を図っております。

グループコンプライアンスプログラムは、グループコンプライアンス委員会にて定期的に計画の進捗状況を検証し、問題点の把握と課題の解決を図っております。

(2) 規程・マニュアルの整備

経営・業務運営における社会規範に適った行動の基本としての「グループ企業行動規範」、役職員の業務上および私生活上における具体的行動の判断基準を示すものとして「グループ行動指針」を定めております。グループ行動指針には、例えば、いわゆる腐敗行為（社会常識を逸脱した接待・贈答や贈収賄）の防止を図るためのガイドラインなどを規定しております。なお、2023年度において腐敗行為に関する懲戒処分はなく、罰金・和解のための経費も発生しておりません。また、当社のコンプライアンスの手引書として「コンプライアンスマニュアル」を制定しております。

加えて、主体的・自律的コンプライアンスの実践の基本となる規程・マニュアルの要約等を収録した「コンプライアンス・カード」を作成し、いつでも参照できるよう全役職員に配付しております。



グループ企業行動規範

- ①【**当社グループの公共的使命**】
当社グループの社会的責任と公共的使命を自覚し、信頼の確立を図る。
- ②【**法令やルールの厳格な遵守・誠実公正な企業活動**】
法令やルールを厳格に遵守し、すべての人々の人権を尊重するとともに、お客さまの期待や社会的要請に応え、公正かつ誠実な企業活動を行う。
- ③【**金融を中心とした質の高い総合サービスの提供**】
サステナブルな環境・社会の構築に向けた社会情勢等の変化やお客さまニーズを捉えた商品・サービスを開発・提供し、経済・社会の発展に貢献する。
- ④【**社会とのコミュニケーションと発展への貢献**】
適時適切な情報開示により透明な経営に徹するとともに、社会と共に歩む「良き企業市民」として事業活動や社会貢献活動などを通して地域社会との良好な関係を築き、共に発展する。
- ⑤【**多様な人財の活躍・育成・健全・安全な職場**】
従業員の人格・個性・多様性を尊重し、人財の育成に努め、柔軟な働き方を実現するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

(3) 教育・研修の実施

役員自らが、各種会議体および研修会等においてコンプライアンスについて情報発信をしているほか、各種コンプライアンスに関する研修会や勉強会の実施を通じて、全役職員に社会からの期待に応えるコンプライアンスの実践の浸透を図っております。

(4) 内部通報窓口の設置

役職員による法令違反、内部規程違反、ハラスメント行為、腐敗行為などの不正行為の未然防止、早期発見を目的とし、経営トップに直接通報できる内部通報制度「経営ヘルプライン」の運用をおこなっております。通報制度の利用を促進するため、匿名による通報の受付、通報の秘密保持、通報者の探索禁止、通報による不利益禁止等について規程にも明記し徹底しているほか、役職員が常時携帯可能な「コンプライアンス・カード」にも通報先および通報手段を掲載し内部通報窓口にアクセスしやすいようにしております。

反社会的勢力との関係遮断

当社グループでは、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力とは、断固として対決し、関係遮断を徹底する取組みを実施しております。

具体的には、「反社会的勢力との関係遮断にかかる基本方針」を定め、基本方針にもとづいた対応について役職員への研修を定期的に実施しております。また、反社会的勢力への対応の統括部署をお客さま相談センターと定めたくうえで、警察等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織として毅然とした態度を貫くことにしております。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融および制裁違反防止態勢

国際的に核・ミサイルやテロの脅威が増す中で、犯罪者・テロリスト等に繋がる資金を断つことは、日本・国際社会がともに取り組まなくてはならない課題であり、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融および制裁違反対策の重要性はこれまでになく高まっております。

金融庁では、金融機関などにおける実効的な対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定・公表しており、こうした中、当社グループとしても、犯罪組織などへの資金流入を未然に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持し、犯罪組織などが活動しづらい環境を作るため、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策方針を定めて対策に取り組んでおります。